いわゆる当初申告要件及び適用額の制限の改正について

目 次

問1	法人税法における当初申告要件及び適用額の制限に関する改正の概要
問 2	租税特別措置法における当初申告要件及び適用額の制限に関する改正の概要
問3	法人税法における当初申告要件 (所得税額控除の例)5
問4	法人税法における適用額の制限(所得税額控除の例) 6
問 5	租税特別措置法における当初申告要件(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の例)7
問 6	法人税額が増加した場合の適用額の制限 (試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の例)8

(注) この情報は、平成23年12月2日現在の法令・通達に基づいて作成しています。 なお、この情報の設問においては、連結納税制度に係る説明は省略しています。

「略 語 ------

23年12月改正法 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等

の一部を改正する法律(平成23年法律第114号)

23年12月改正法令 法人税法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第379号)

法 23年12月改正法による改正後の法人税法

措法 23年12月改正法による改正後の租税特別措置法 法令 23年12月改正法令による改正後の法人税法施行令

旧法 23年12月改正法による改正前の法人税法

旧措法 23年12月改正法による改正前の租税特別措置法

措通 租税特別措置法関係通達(法人税編)

問1 法人税法における当初申告要件及び適用額の制限に関する改正の概要

問 23 年 12 月改正により、法人税法における当初申告要件や適用額の制限について 改正が行われたと聞いていますが、どのような改正が行われたのですか。

答 ご質問についての主な改正内容は次のとおりです。

1 改正前の制度の概要

(1) 法人税法における当初申告要件

法人税法における受取配当等の益金不算入制度や所得税額控除制度などについては、確定申告書等(確定申告書及び仮決算をした場合の中間申告書をいいます。以下同じです。)に、その適用を受けるべき金額など一定の事項を記載した場合又は一定の書類を添付した場合に限り、適用することとされていました(以下これを「法人税法における当初申告要件」といいます。)(旧法 23⑦、68 ③等)。

このため、確定申告書等において制度の適用を受けていない場合には、修正 申告や更正の請求によって新たに制度の適用を受けることはできないこととさ れていました。

(注) これらの制度の適用を受けるためには、一定の書類の保存が要件とされているものが あります。

(2) 法人税法における適用額の制限

法人税法における当初申告要件が課されている制度の中には、その制度の適用を受ける金額について、確定申告書等に記載された金額を限度とするものがありました(以下これを「法人税法における適用額の制限」といいます。)(旧法 23⑦、68③等)。

このため、法人税法における適用額の制限があるものについては、修正申告や更正の請求によって、確定申告書等に記載された金額を超えて適用を受ける金額を増額させることはできませんでした。

2 改正の内容

(1) 法人税法における当初申告要件の廃止

次表に掲げる制度について、23 年 12 月改正により、法人税法における当初申告要件が廃止されました(法 23⑦、68③等)。

このため、確定申告書等において制度の適用を受けていない場合であっても、 修正申告書や更正請求書に適用を受けるべき金額など一定の事項を記載した書 類を添付することにより、修正申告や更正の請求によって新たに制度の適用を 受けることができることとなりました。

法人税法における当初申告要件が廃止された制度

- ① 受取配当等の益金不算入(法23⑦)
- ② 外国子会社から受ける配当等の益金不算入(法23の23)
- ③ 国等に対する寄附金、指定寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入 (法 37⑨)
- ④ 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入(法59④)
- ⑤ 協同組合等の事業分量配当等の損金算入(法60の2)
 - (注) 確定申告書等における損金算入に関する明細の記載要件が廃止されました。
- ⑥ 所得税額控除(法 68③)
- ⑦ 外国税額控除(法 69⑩⑪)

- ⑧ 公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の損金算入限度額の特例(法令 73 の 2 ②)
- ⑨ 引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例(法令113②⑥)
- ⑩ 特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の制限の5倍要件の判定の特例(法令113の2個)
- ① 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入の対象外となる資産の特例(法令 123 の 8 ③五)
- ② 特定資産に係る譲渡等損失額の計算の特例(法令123の9②⑧)
- (注) 上記②、③ (特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入規定)、⑦、⑨、⑩、⑫については、その適用に当たり、修正申告書や更正請求書への書類の添付のほか、一定の書類の保存が要件とされています。

(2) 法人税法における適用額の制限の見直し

上記(1)に掲げる制度のうち次表に掲げる制度については、法人税法における 適用額の制限も見直され、これらの制度の適用を受ける金額については、確定 申告書等だけでなく、修正申告書又は更正請求書に添付された書類に適用を受 ける金額として記載された金額を限度とすることとされました(法 23⑦、68③ 等)。

このため、修正申告や更正の請求によって、確定申告書等に添付された書類に記載された適用を受ける金額を増額させることができることとなりました。

法人税法における適用額の制限が見直された制度

- ① 受取配当等の益金不算入(法23⑦)
- ② 外国子会社から受ける配当等の益金不算入(法23の23)
- ③ 国等に対する寄附金、指定寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入(法 37⑨)
- ④ 所得税額控除(法683)
- ⑤ 外国税額控除(法69⑩⑪)
- (注) 繰越控除限度額がある場合の外国税額控除の規定(法 69②) 又は繰越控除対象外国法人税額に係る外国税額控除の規定(法 69③) について、23 年 12 月改正法による改正前は、繰越控除限度額又は繰越控除対象外国法人税額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度の確定申告書等に、当該各事業年度の控除限度額及び当該各事業年度において納付することとなった控除対象外国法人税の額(以下「控除限度額等」といいます。) として記載された金額を基礎として計算した金額が限度とされていましたが(旧法 69⑩)、改正後は、確定申告書等だけでなく、修正申告書や更正請求書に添付された書類に控除限度額等として記載された金額を基礎として計算した金額が限度とされました(法 69⑩)。

(3) 適用時期

上記(1)及び(2)の改正は、平成23年12月2日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用することとされています(23年12月改正法附則11等)。

【参考】

○ 法人税法第 68 条《所得税額の控除》の新旧対照表(抜粋) 3 第1項の規定は、確定申告書、修正 3 第1項の規定は、確定申告書に同項 申告書又は更正請求書に同項の規定に の規定による控除を受けるべき金額及 よる控除を受けるべき金額及びその計 びその計算に関する明細の記載がある 算に関する明細を記載した書類の添付 場合に限り、適用する。この場合にお いて、同項の規定による控除をされる がある場合に限り、適用する。この場 合において、同項の規定による控除を べき金額は、当該金額として記載され されるべき金額は、当該金額として記 た金額を限度とする。 載された金額を限度とする。

問2 租税特別措置法における当初申告要件及び適用額の制限に関する改正の概要

問 23 年 12 月改正により、租税特別措置法における当初申告要件や適用額の制限について改正が行われたと聞いていますが、どのような改正が行われたのですか。

答 ご質問についての主な改正内容は次のとおりです。

1 改正前の制度の概要

(1) 和税特別措置法における当初申告要件

租税特別措置法における試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度や中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度などについては、確定申告書等にその控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、その控除を受ける金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用することとされていました(以下これを「租税特別措置法における当初申告要件」といいます。)(旧措法 42 の 4 ④、42 の 6 ⑧等)。

このため、確定申告書等において制度の適用を受けていない場合には、修正 申告や更正の請求によって新たに制度の適用を受けることはできないこととさ れていました。

(2) 租税特別措置法における適用額の制限

租税特別措置法における当初申告要件が課されている制度の中には、その控除を受ける金額について、確定申告書等にその控除を受けるべき金額、つまり、確定申告書等に記載された事項を基礎として計算する場合に控除を受けることができる正当額を限度とするものがありました(以下これを「租税特別措置法における適用額の制限」といいます。)(旧措法 42 の 4 ④、42 の 6 ⑧、措通 42 の 4 42 の 6 11 等)。

例えば、23 年 12 月改正法による改正前の試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度により控除される金額は、試験研究費の額や当期の所得に対する法人税の額など確定申告書等に記載された全ての事項を基礎として計算された税額控除額(正当額)が適用限度額とされていました(旧措法 42 の 4 ⑭)。

このため、確定申告書等に記載されたこれらの金額が変動する場合であって も、修正申告や更正の請求によって、確定申告書等に記載された金額を是正し て適用を受ける金額を増額させることはできませんでした。

2 改正の内容

(1) 租税特別措置法における当初申告要件の存続

法人税額の特別控除制度についての租税特別措置法における当初申告要件は、確定申告書等に添付される書類に特定の事項(試験研究費の額、資産の取得価額等)を記載する必要があることから、法人税における当初申告要件とは異なり、引き続き存続することとなります(措法 42 の 4 ⑭等)。

(2) 租税特別措置法における適用額の制限の見直し

次表に掲げる制度について、23 年 12 月改正により、租税特別措置法における適用額の制限の見直しが行われ、控除を受けることができる正当額を計算するに当たって基礎とする事項が、確定申告書等に記載された全ての事項から、確定申告書等に添付された書類に記載された特定の事項(試験研究費の額、資産の取得価額等)とされました(措法 42 の 4 42 の 6 8 等)。

このため、確定申告書等に記載された特定の事項以外の事項として記載され

た金額に変動がある場合には、修正申告や更正の請求によってその金額を是正して適用を受ける金額を増額させることができることとなりました(措法 42の4 \oplus 、42の6 \oplus 等)。

例えば、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度により控除される金額は、確定申告書等に添付された書類に記載される特定の事項である試験研究費の額及び特別試験研究費の額を基礎として計算される税額控除額が限度とされるため、当期の所得に対する法人税の額に変動があった場合には、修正申告又は更正の請求により適用を受ける金額を増額させることができます(措法42の4個)。

また、法人税額の特別控除制度による税額控除をしてもなお控除しきれない金額(以下「繰越税額控除限度超過額」といいます。)を有する場合には、法人税額から繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除できる制度があります。この制度については、法人税額の特別控除制度の適用を受ける金額が修正申告や更正の請求により増額することに伴って繰越税額控除限度超過額が増額する場合があることから、その場合には修正申告書や更正請求書に繰越税額控除限度超過額など一定の事項を記載した書類を添付することにより、修正申告や更正の請求によって繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の繰越控除の適用を受ける金額を増額することができることとされています(措法 42 の 4 ⑮、42 の 6 ⑨等)。

租税特別措置法における適用額の制限が見直された制度

- ① 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(措法 42 の 4 ⑭⑮)
- ② 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例(措法 42 の 4 の 2 ⑩)
- ③ エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(措法 42 の 5 ⑧ ⑨)
- ④ 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(措法 42 の 6 8 9)
- ⑤ 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(措法 42 の 9 ⑤⑥)
- ⑥ 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除 (措法 42 の 10 ⑧ ⑨)
- ⑦ 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(措法 42 の 11 ® ⑨)
- ⑧ 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(措法 42 の 12④)
- ⑨ 法人税の額から控除される特別控除額の特例(措法 42の13⑤)

(3) 適用時期

のとする。

上記(1)及び(2)の改正は、平成23年12月2日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用することとされています(23年12月改正法附則53等)。

【参考】

○ 租税特別措置法 42 条の 4 《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》の新旧対照表(抜粋)

14 第1項及び第2項、第6項又は第9項 の規定は、確定申告書等、修正申告書生 は更正請求書に、これらの規定に及び特別試験研究費の額、控除を受ける金額を びに当該金額の計算に関する明知を がに当該金額の計算に関する明りのの は、当該金額の計算に関する。 に限りの場合において、これらの定により控除される金額は、当該確定申 告書等に添付された書類に記載さた 試験研究費の額及び特別試験研究費の

額を基礎として計算した金額に限るも

14 第1項及び第2項、第6項又は第9項の規定は、確定申告書等に、これらの規定はよる控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

問3 法人税法における当初申告要件(所得税額控除の例)

問 当社(年1回10月決算)は、平成23年10月期(自平成22年11月1日至平成23年10月31日)の確定申告書を提出期限の平成24年1月4日に税務署に提出しました。この確定申告書では、所得税額控除制度(法68)の適用を受けていません。

この場合、その後に更正請求書を提出して、平成 23 年 10 月期について新たに 所得税額控除制度の適用を受けることはできますか。

答 ご質問のように確定申告書において所得税額控除の適用を受けていない場合であっても、控除を受けるべき金額及びその計算明細を記載した書類を添付した更正請求書を提出することにより、新たに所得税額控除制度の適用を受けることができます。

【解説】

- (1) 23年12月改正により、所得税額控除制度における当初申告要件が廃止され、たとえ確定申告書において所得税額控除の適用を受けていない場合であっても、修正申告書や更正請求書に控除を受けるべき金額及びその計算明細を記載した書類(具体的には、法人税申告書別表六(一))を添付して提出することにより、修正申告や更正の請求によって新たに控除を受けることができることになりました(法68③)。
 - (注) この改正は、平成23年12月2日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用することとされています(23年12月改正法附則17)。
- (2) 貴社の平成23年10月期(申告期限:平成24年1月4日)は改正後の規定が適用されますので、更正請求書に別表六(一)を添付して提出することにより新たに所得税額控除の適用を受けることができます。

問4 法人税法における適用額の制限(所得税額控除の例)

問 当社(年1回10月決算)は、平成23年10月期(自平成22年11月1日至平成23年10月31日)の確定申告書を提出期限の平成24年1月4日に税務署に提出しました。この確定申告書では、所得税額控除制度(法68)の適用を受け、控除を受けるべき金額として記載した金額の全額を控除しています。

その後、申告書の内容を確認したところ、剰余金の配当に係る源泉所得税額の 一部について、所得税額控除の適用漏れがあったことが判明しました。

この場合、更正請求書を提出して、平成 23 年 10 月期についてその適用を受けていなかった源泉所得税額につき追加で控除を受けることができますか。

答 ご質問の場合、適用漏れがあった金額を含めて控除を受けるべき金額及びその計 算明細を記載した書類を添付した更正請求書を提出することにより、その適用を受 けていなかった源泉所得税額につき追加で控除を受けることができます。

【解説】

- (1) 23年12月改正により、所得税額控除制度の限度額は、確定申告書だけでなく、 修正申告書又は更正請求書に添付された書類に記載された金額とされましたので、 修正申告や更正の請求によって、確定申告書に記載された金額を増額させて税額 控除の適用を受けることができることになりました(法68③)。
 - (注) この改正は、平成23年12月2日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用することとされています(23年12月改正法附則17)。
- (2) 貴社の平成23年10月期(申告期限:平成24年1月4日)は改正後の規定が適用されますので、更正請求書に確定申告書で適用漏れとなっていた源泉所得税額を含めて記載した別表六(一)を添付して提出することにより、その適用を受けていなかった源泉所得税額につき、追加で控除を受けることができます。

問5 租税特別措置法における当初申告要件 (試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の例)

問 当社(年1回10月決算)は、平成23年10月期(自平成22年11月1日至平成23年10月31日)の確定申告書を提出期限の平成24年1月4日に税務署に提出しました。この確定申告書では、試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除制度(措法42の4①)の適用を受けていません。

この場合、その後に更正請求書を提出して、平成 23 年 10 月期について新たに 特別控除制度の適用を受けることはできますか。

答 ご質問のように確定申告書において特別控除制度の適用を受けていない場合には、 その後に更正請求書を提出しても、新たに特別控除制度の適用を受けることはでき ません。

【解説】

23 年 12 月改正により、試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除制度により控除される金額は、確定申告書等に添付された書類(具体的には、法人税申告書別表六(六))に記載された試験研究費の額及び特別試験研究費の額を基礎として計算した金額に限ることとされました(措法 42 の 4 ④)。

したがって、確定申告書で特別控除制度の適用を受けずに別表六(六)が添付されていない場合には、その後に更正請求書を提出しても控除される金額が算出されませんので、更正の請求により新たに特別控除制度の適用を受けることはできません。

問 6 法人税額が増加した場合の適用額の制限(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の例)

問 当社(年1回10月決算)は、平成23年10月期(自平成22年11月1日至平成23年10月31日)の確定申告書を提出期限の平成24年1月4日に税務署に提出しました。この確定申告書では、試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除制度(措法42の4①、42の4の2①)の適用を受け、税額控除限度額10のうち控除しきれない金額(繰越税額控除限度超過額)1を翌期に繰り越しました。

その後、税務調査により平成 23 年 10 月期の経費の計上誤りが判明し、特別控除前の法人税額が 30 から 40 に増加することとなったため、修正申告書を提出することとしています。

この場合、修正申告により増加することとなる法人税額 40 を基礎として計算した金額 10 を特別控除額とすることはできますか。

《イメージ図》 確定申告 (調査前) 特別控除額(1)と2の ①税額控除限度額 ②法人税額(30) いずれか少ない金額) ×30% 繰越税額 1√ 控除限度 超過額 10 9 9 増 加 修正申告 (調査後) ①税額控除限度額 特別控除額(①と②の ②法人税額(40) ×30% いずれか少ない金額) 12 10 10 0 増加後の法人税額 (40) を基礎とする ことができるか?

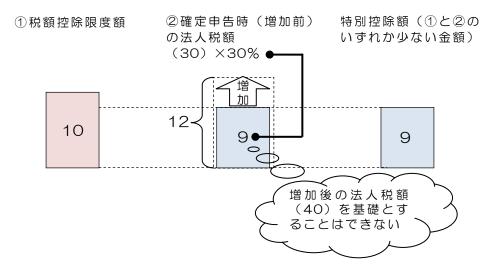
答 ご質問の場合、修正申告により増加することとなる法人税額 40 を基礎として計算 した金額 10 を特別控除額とすることができます。

【解説】

- (1) 平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始する各事業年度における試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除制度による特別控除額は、試験研究費の額に一定割合を乗じて計算した税額控除限度額と法人税額の30%相当額とのいずれか少ない金額とされています(措法42の4①、42の4の2①)。
- (2) 23 年 12 月改正法による改正前の制度においては、控除される金額は、確定申告書の別表六(六)に記載された全ての事項を基礎として計算する場合に控除を受けることができる正当額に限ることとされていました(旧措法 42 の 4 4 の 4 3 3 3 4 3 3 4 3 4 3 5 6

したがって、ご質問のように、税務調査により法人税額(及びその30%相当額)が増加することとなっても、確定申告書の別表六(六)に記載された法人税額の30%相当額を含む計算の基礎となる全ての事項を変動させることができませんから、修正申告により特別控除額を増加させることはできませんでした。

《改正前のイメージ図》



- (3) 23 年 12 月改正により、控除される金額は、確定申告書等の別表六(六)に記載された試験研究費の額及び特別試験研究費の額を基礎として計算する場合に控除を受けることができる正当額に限られます(措法 42 の 4 ⑭)。 具体的には、確定申告書の別表六(六)に記載された試験研究費の額及び特別試験研究費の額に仮に記載漏れがあったとしても、その記載された金額を変動させることはできませんが、それ以外の事項に変動があった場合には、変動後の金額を基礎として計算する場合に控除を受けることができる正当額が控除される金額となります。
 - (注) この改正は、平成23年12月2日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用することとされています(23年12月改正法附則53)。
- (4) 貴社の平成23年10月期(申告期限:平成24年1月4日)は改正後の規定が適用されます。

ご質問は、税務調査により特別控除前の法人税額が30から40に増加することになったとのことですから、控除される金額は、税額控除限度額10と増加することとなる法人税額40の30%相当額12とのいずれか少ない金額10が限度となります。

(確定申告書及び修正申告書における別表六(六)抜粋)

確定申告書 験 研 究 費 の 1 100 平 売 上 金 1,000 2 試 (別表六(九)「5」) 験 試 験 研 究 費 割 合 10% 3 研 (2) 試験係の研究費の税額を額額に合 (3) ≥ 10 % の場合 (3) < 10 % の場合 (3) × 0.2+ (4) 数点以下3位未満切捨て) 究 (3) ≧ 10 % の場合 4 0.1 費 の 5 (小数点以下3位未満切捨て) 税額控除限度額 額 10 ((1)×(4)) 又は ((1)×(5)) 当期の所得に対する法人税の額 (別表ー(一)[2]、別表ー(二)[2] 又は別表ー(三)[2]) 30 る 税 額 基 準 額 9 8 $(7) \times \frac{2077130}{100}$ 税 額 当期税额控除可能额 9 9 ((6)と(8)のうち少ない金額) 控 除 法人税额超過構成額 10 (別表六(二十七)「19の②」) 9 当期分の特別控除額

11

(9) - (10)

修正申告書

			m	1 (
	試 験 研 究 費 の 都	i 1	1004	☑ 記載漏れ) ☑ があった │ □ ·
試	平均 売上 金 都 (別表六(九)「5」)	2	1,000	としても増額不可
験研	試 験 研 究 費 割 合	3	10%	
究費	試係 験の の の の の 場 合 の る る る る る る る る る る る る る る る る る る	4	0.1	
の総	試係 (3) ≥ 10 % の 場 合 が発行 (3) < 10 % の 場 合 (3) × 0.2+ (4) 数点以下3位未満切捨て)	5		法人税の額が増加
額	税 額 控 除 限 度 額 ((1)×(4)) 又は((1)×(5))	6	/0	すれば増 朝可能
に係	当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」 又は別表一(三)「2」)	7	40	
る税	当期税額基準額 (7)× 20又は 30	8	12	
額控	当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((6)と(8)のうち少ない金額)	9	10	
除	法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十七)「19の②」)	10	-	_
	当期分の特別控除額(9)ー(10)	11	10	_